

事務連絡  
令和5年10月23日

各都道府県建設業協会事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
専務理事 山崎 篤 男

電子契約の技術的基準と施工体制台帳の取扱いの周知方お願いについて

平素は、当会の業務運営についてご高配賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、令和5年5月12日に建設業法施行規則の一部が改正され、施工技術検  
定規則及び建設業法施行規則の一部を改正する省令が発せられ、あわせて「電子契約  
を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン」も改正されました。

これを受け、建設業振興基金では、電子契約の場合の発注者、特に公共発注者への  
対応についてわかりやすく解説した別添のチラシを作成しました。

つきましては、PDFデータを添付いたしますので、貴会会員企業の皆様にご周知  
くださいますよう、よろしく願いいたします。

以上

## A. 電子契約の「技術的基準」とCI-NETの関係

### ■ 建設業法の内容

建設業法第19条(建設工事の請負契約の内容)

契約の締結に際して、建設業法で定められる事項を書面に記載し、署名又は記名捺印をして相互に交付しなければならない。

書面

+  
追加

第19条第3項(要旨)

・契約の相手方の承諾を得ること  
・電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、国土交通省令で定める措置を行うこと

これにより、電子データによる  
請負契約の道が開かれた

### ■ 建設業法施行規則(省令)とCI-NETの関係

#### 省令第13条の4 第2項の規定

以下の技術基準に適合すること

- ・書面作成が可能なこと→(1)
- ・改変を確認することができる措置を講じていること→(2)
- ・本人であることを確認することができる措置を講じていること→(3)

電子署名  
電子的な証明書

注文データ

CI-NET

(1)表示・印刷機能

注文請けデータ

(2)改変を確認の証明機能

電子署名の添付にて対応

(3)本人性の証明機能

電子的な証明書の添付にて対応

保存機能

適切な保存  
非改ざん、原本性を証明できる措置

案件

契約日について

注文請け書に記載されている「請け日」。  
CI-NETの場合は、注文請けメッセージのデータ項目  
「[1008]帳票年月日」がこれにあたります。  
送受信日や処理日とは異なります。

# B. 電子契約の「施工体制台帳」の取り扱いに関するガイドライン<sup>(注)</sup>と CI-NETの関係

## 従来の書面契約書

施工体制台帳に請負契約の書面の写しを添付  
(建設業法第24条の8)

施工体制台帳の写しを公共工事発注者等へ提出  
(入契法第15条)

## 契約を電子化

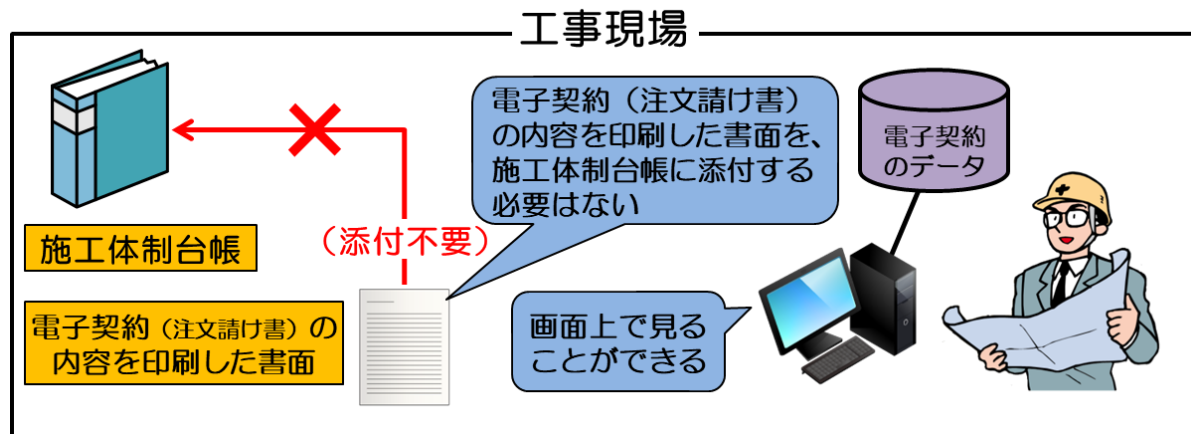
対応ケース①

対応ケース②

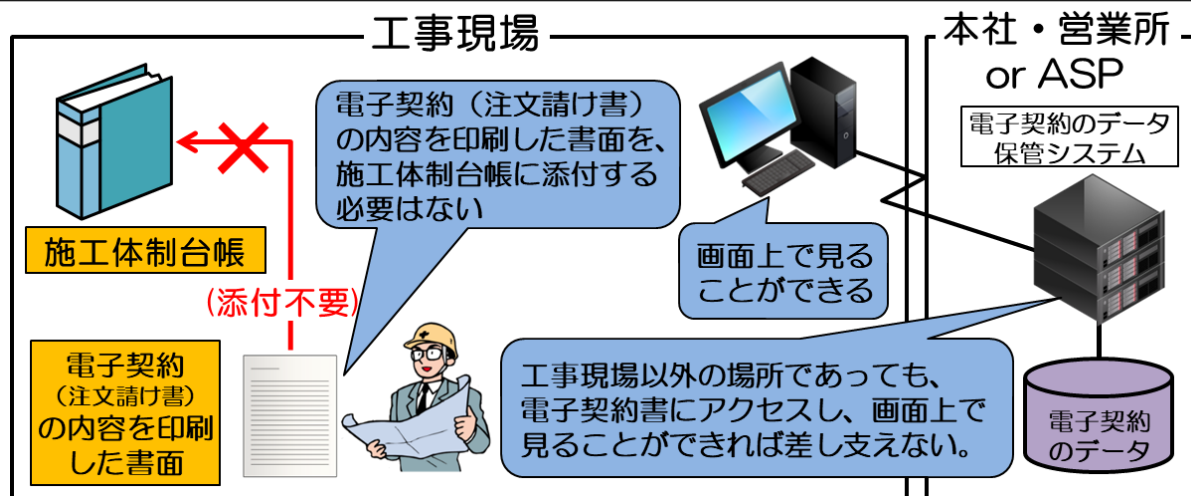


### ■ ケース①：施工体制台帳への電子契約の添付

「契約データ」を「工事現場」で画面上で見ることができると、  
請負契約書面は『添付不要』

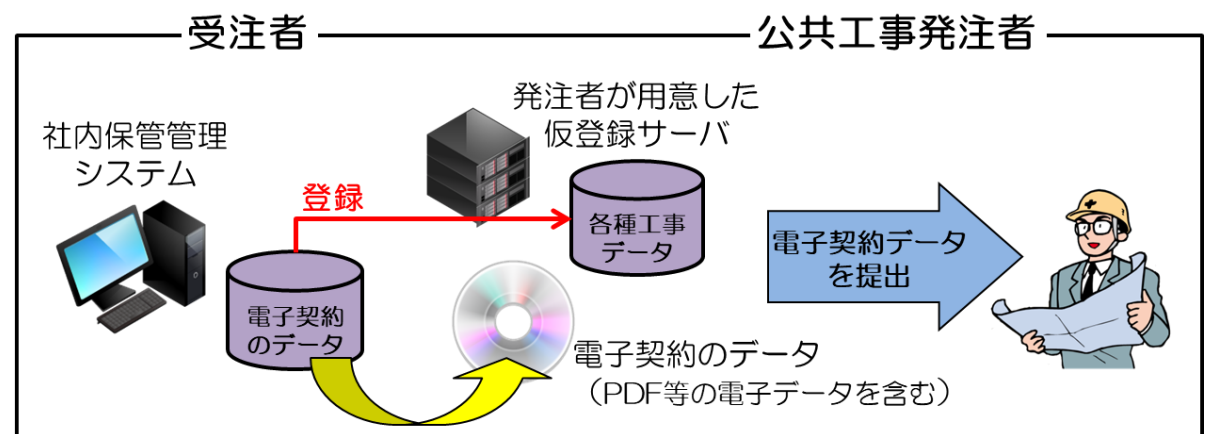


### 電子契約書が工事現場と異なる場所に保管されている場合でも同様

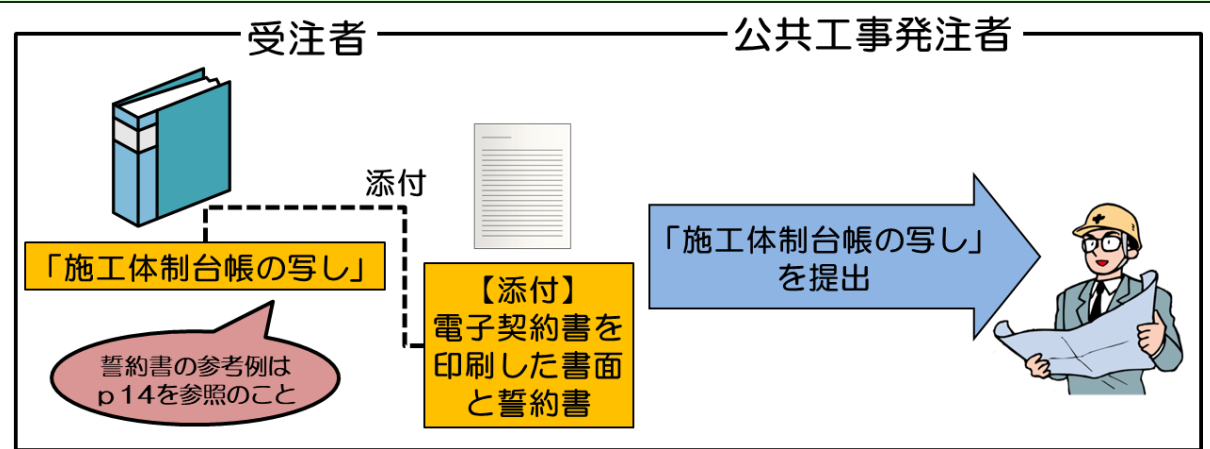


### ■ ケース②：公共工事発注者に提出する施工体制台帳の写し

発注者が電子データでの提出を認めている場合、  
指定された方法で電子契約データを提出



発注者が書面で提出することを求めている場合、  
誓約書を付して「施工体制台帳の写し」を提出



詳細は解説書 ([https://www.kensetsu-kikin.or.jp/ci-net/cinet/riyou\\_siryuu.php](https://www.kensetsu-kikin.or.jp/ci-net/cinet/riyou_siryuu.php))を参照してください。  
■4. 導入解説書等 / 請負契約の電子化に伴う施工体制台帳に係る対応について「電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン」の解説

(注)「電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン」(令和5年5月)国土交通省

お問い合わせ先  
一般財団法人建設業振興基金 情報化推進室 CI-NET(シーアイネット)担当  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル2号館  
tel.03-5473-4573, fax.03-5473-4580, E-mail: ci-net01@kensetsu-kikin.or.jp 20231010.01

## 電子契約を行った場合の施工体制台帳の取扱いに関するガイドライン

令和5年5月12日

国土交通省

### 1. はじめに

建設工事の請負契約は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第19条第3項の規定により、一定の要件を満たす場合には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うこと（以下「電子契約」という。）も可能とされている。

本ガイドラインは、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第14条の2第2項第1号の規定により、法第24条の8第1項の規定により作成した施工体制台帳に添付しなければならない法第19条第1項及び第2項の規定による書面（以下「請負契約書」という。）の写しについて、その対象となる請負契約が電子契約の場合における取扱いを明確化するものである。

### 2. 施工体制台帳への電子契約書の添付について

施工体制台帳の添付書類は、規則第14条の2第4項の規定により、その記載事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ当該工事現場において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、書面での添付に代えることができることとされている。

このため、施工体制台帳が書面で作成されている場合であっても、電子契約を行った場合の請負契約書の写し（以下「電子契約書」という。）が、PCやタブレット端末等のストレージや、CD-ROM、USB等の記録媒体に保存され、必要に応じ、工事現場においてPCやタブレット端末の画面上に表示できるときは、当該電子契約書を印刷して施工体制台帳に書面で添付することを要しない。

また、電子契約書が、本社・営業所に備えられたサーバやASPサーバ等の工事現場とは異なる場所に保存されている場合であっても、必要に応じ工事現場において当該サーバ等に保管されている電子契約書にアクセスし、PCやタブレット端末の画面上に表示できる場合には同様の取扱いとして差し支えない。

※ ASP : Application Service Provider の略。ネットワーク経由でアプリケーションの機能を提供するサービス。

### 3. 電子契約を行った場合の公共工事発注者に提出する施工体制台帳に添付する電子契約書の写しの取扱いについて

建設業者は、発注者から直接公共工事を請け負った場合において、当該公共工事を施工するために下請契約を締結したときは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第15条第2項の規定により、当該公共工事の発注者に対して、施工体

制台帳（添付書類を含む。以下同じ。）の写しを提出しなければならないこととされている。

発注者が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、施工体制台帳の写しを電子情報処理組織を使用する方法により提出することを認めている場合にあつては、当該方法により提出することが可能である。

一方で、発注者が、施工体制台帳を書面で提出することを求めている場合には、その添付書類である電子契約書は、以下の 2 つの条件を満たすことが求められる。

- ① 電子契約書の内容が紙面に印刷され、施工体制台帳の写しに添付されていること。
- ② 電子契約書の内容と①において紙面に印刷された内容に相違ない旨が、直接公共工事を請け負った建設業者の現場代理人の署名により誓約されている書面が添付されていること。